

れんけいこうち SDGs 推進事業イベント実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、「れんけいこうち SDGs 推進事業イベント実施要領」(以下「要領」という。)第6条の規定に基づき、要領第2条に規定するイベントに出展する民間事業者(以下「出展者」という。)の募集、選定及び出展に関し、必要な事項を定めるものとする。

(出展対象者・出展条件)

第2条 出展対象者は、要領第1条に規定する圏域市町村(以下「圏域市町村」という。)に本店又は営業所等を有し、圏域市町村内で事業活動を行う法人、団体又は個人事業主等とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1項各号に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でない者
- (2) 公序良俗に反する行為や重大な法令違反を行っていない者
- (3) 県税及び圏域市町村税に滞納がない者

2 出展条件は次の各号のとおりとする。

- (1) SDGsの普及、啓発、達成に向けた取組を行っていること。
- (2) 出展期間中、担当者を出展ブースに常駐させることができること。
- (3) イオンモール高知が定めるイベントルールマニュアルを遵守すること。
- (4) 出展に向けた必要書類等の作成や、高知市及びイオンモール高知からの指示等に真摯に対応すること。
- (5) イベント実施後、高知市やイオンモール高知からのアンケート調査等の求めに対応すること。

(出展内容)

第3条 出展内容は、要領第1条に規定する目的に合致するものであって、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) SDGsの達成に資する取組の紹介
例 気候変動への影響を考慮した製品の紹介
デジタル技術革新を活用した農業の紹介
- (2) 来場者が参加可能なSDGsに関する体験型コーナー
例 家族でできる健康維持のための運動体験コーナー
3R(リデュース・リユース・リサイクル)の体験コーナー
- (3) その他、要領第1条に規定する目的の達成のために高い効果が期待されるもの

2 次の各号に該当する出展内容は認められない。

- (1) 自社の製品・サービスの販売、宣伝のみを目的とした内容
- (2) 火気の使用及び煙が出る調理を伴う内容
- (3) 来場者に危険が及ぶ内容
- (4) その他、高知市とイオンモール高知との協議により出展に適さないと認められた内容

3 出展者の選定後、出展内容に係る企画の詳細について、高知市及びイオンモール高知と協議を行うことがある。

(募集方法)

第4条 出展者は公募により募集を行う。

2 募集事業者数は5事業者程度とする。

3 応募に当たって、出展を希望する者は、所定の期日までに、出展申込書、出展確認書及びイベント概要シートを高知市に提出するものとする。

(選定方法)

第5条 出展者の選定方法は次の各号のとおりとする。

(1) 前条第3項に基づき提出された出展申込書、出展確認書及びイベント概要シートに基づき、高知市政策企画部において、所定の手続により出展者を選定する。

(2) 出展者に選定された場合でも、第2条第1項各号のいずれかに違反することが明らかとなったときは、選定を取り消すことがある。

(3) 選定結果のうち、出展者名のみ高知市政策企画課ホームページ上に掲載する。選定理由等の詳細は公表しない。

(選定基準)

第6条 出展者の選定に当たっては、次の項目を主眼・着眼事項とする。

(1) SDGsの達成に向けた平時の取組内容

ア SDGsの達成に向けて事業者等が取り組む活動の内容及び製品やサービスがSDGsの達成に与える影響(効果)

イ 自治体や地域住民と連携して行ったSDGsの達成に向けた活動内容(成果)及び地域への影響(効果)

(2) 出展内容

ア 出展内容が要領第1条に規定する目的の達成に資するものであるか。

イ 来場者がイベントへの参加を通じてSDGsへの意識を高められる内容であるか。

ウ 多様な来場者に訴求できる内容であるか。

エ 安全かつ円滑に運営ができる体制であるか。

附 則

この要項は、令和7年6月25日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年5月18日から施行する。